

商工会ニュースやはば臨時号No.4

インボイス制度説明・登録申請相談会のご案内

＜インボイスを発行するためには登録申請が必要です＞

盛岡税務署では、矢巾町、矢巾町商工会及び矢巾町青色申告会と共催で「インボイス制度説明会・登録申請相談会」を開催します。

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入が開始されます。

適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られており、この発行者となるための登録申請は令和3年10月1日から受付を開始しています。

制度内容を理解し、円滑に導入するために是非ご参加ください。

「インボイス」とは？

売手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」とは？

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（交付したインボイスの写しを保管しておく必要があります。）

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

- ◆日 時 令和4年6月15日（水）午後1時30分～午後2時30分
- ◆場 所 矢巾町公民館3階大研修室
- ◆対 象 者 個人、法人の事業者
- ◆参 加 費 無料
- ◆そ の 他
 - ・説明会終了後に、登録申請書の作成をサポートする「相談会」を開催します。
 - ・個人事業者でスマートフォン・マイナンバーカードをご持参いただいた方には、スムーズに手続きのできるe-Taxによる登録申請手続きをサポートします。
- ◆コロナ対策
 - ・新型コロナウイルス感染状況により中止する場合があります。あらかじめご了承ください。
 - ・感染防止の観点から、咳や発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方のご来場はご遠慮いただいております。
 - ・ご来場の際は、マスクの着用、手指消毒、検温など、感染予防へのご協力をお願いします。
- ◆問 合 せ 先 盛岡税務署 記帳指導推進官 石川
TEL：019-622-6141（内線2322）